

京都市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例（令和5年3月30日京都市条例第64号）（建設局自転車政策推進室）

京都市自転車等駐車場の利用料金の計算の基礎とする1日の範囲を変更する必要があるため、以下のとおり改正することとしました。

（利用料金の計算の基礎とする1日の範囲の変更）

現行は、利用料金の計算の基礎とする1日の範囲を「入退場時間<sup>※1</sup>」とし、1回の利用ごとに利用料金を徴収していますが、利用促進及び利便性向上を図るため、1日の範囲を「自転車等駐車場<sup>※2</sup>に自転車等<sup>※3</sup>を入場させた時刻から翌日の当該時刻に相当する時刻まで」とし、24時間ごとの課金制を導入します。

これにより、24時間単位の利用時間に応じた段階的料金制が導入できるようになるとともに、日をまたいで利用した場合でも、入場から24時間以内であれば、1回分の利用料金で利用できるようになります。

利用料金の計算の基礎とする1日の範囲	
改正前	改正後
入退場時間	自転車等駐車場に自転車等を入場させた時刻から翌日の当該時刻に相当する時刻まで

※1 「入退場時間」は、自転車等駐車場ごとに定めている。

※2 「自転車等駐車場」は、京都市西賀茂自転車駐車場、京都市市役所前広場自転車駐車場、京都市御射山自転車等駐車場、京都市円町駅自転車等駐車場、京都市二条駅南自転車駐車場、京都市東寺駅自転車等駐車場、京都市近鉄十条駅自転車等駐車場、京都市西大路駅北自転車駐車場、京都市太秦自転車等駐車場、京都市西院自転車駐車場、京都市西京極自転車駐車場、京都市花園駅自転車等駐車場、京都市桂駅西口自転車駐車場、京都市松尾大社駅自転車等駐車場、京都市石田駅自転車等駐車場及び京都市上鳥羽口駅自転車等駐車場の16施設である。

※3 「自転車等」とは、各自転車等駐車場に駐車可能な自転車、原動機付自転車及び自動二輪車をいう。

この条例は、市規則で定める日から施行することとしました。

京都市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年3月30日

京都市長 門川大作

京都市条例第64号

京都市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

京都市自転車等駐車場条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 自転車等駐車場の入退場時間（自転車等を自転車等駐車場に入場させ、又は自転車等駐車場から退場させることができる時間をいう。）は、自転車等駐車場ごとに別に定める。

第6条第2項各号列記以外の部分中「応じ」の右に「、1日1回につき」を加え、同項第1号を次のように改める。

- (1) 自転車 200円

第6条第2項第2号中「1日1回につき」を削り、同条に次の1項を加える。

- 3 前項に規定する「1日」とは、自転車等駐車場に自転車等を入場させた時刻から翌日の当該時刻に相当する時刻までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、市規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の京都市自転車等駐車場条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による自転車、原動機付自転車及び自動二輪車（総排気量が0.125リットル以下のもの又は定格出力が1キロワット以下のものに限る。）（以下「自転車等」という。）の駐車のための施設（以下「自転車等駐車場」という。）の利用に係る料金を徴収するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

- 3 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用

に係る料金について適用し、施行日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

- 4 前項の規定にかかわらず、施行日前に入場させ、かつ、施行日以後に退場させる自転車等の自転車等駐車場の利用に係る料金については、改正後の条例第6条の規定を適用する。

(建設局自転車政策推進室)